

人員に関する基準

1 サービス提供責任者の配置

事例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の数に応じたサービス提供責任者が配置されていない。</li> <li>・サービス提供責任者が併設の他事業所の職務（有料老人ホームの職員等）を兼務しており、常勤職員が配置されていない。</li> <li>・非常勤職員であるサービス提供責任者の勤務時間数が月10時間程度であった。</li> </ul>
指導内容・ポイント
<p>○利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上のサービス提供責任者を配置すること。なお、<u>利用者の数とは前3月の平均値</u>であり、暦月ごとの実利用者数の数を合算し、3で除して得た数である。</p> <p>○サービス提供責任者は、<b>常勤の専ら指定訪問介護に従事する職員を配置</b>すること。</p> <p>○利用者の数が40人を超える事業所については、サービス提供責任者の員数を常勤換算方法によることができるが、配置できる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている<b>常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）の2分の1以上に達している者</b>でなければならないこと。</p> <p>【居宅基準省令第5条第2項、第3項及び第4項】</p> <p>【居宅基準解釈通知第3の一の1(2)②】</p>

運営に関する基準

1 訪問介護計画の作成

事例

- ・ 居宅サービス計画の変更等によりサービスの内容が変更されているにもかかわらず、訪問介護計画の内容を更新していない。
- ・ 訪問介護計画の期間中に実施する訪問サービスの時間数又は日数を変更したが、訪問介護計画の変更は行っていない。
- ・ 訪問介護計画に、具体的な内容が記載されていない。

指導内容・ポイント

- 訪問介護計画については、サービス内容の変更等に応じて随時変更すること。また、変更した場合には、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- 訪問介護計画の作成にあたっては、**提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかに**すること。

【居宅基準省令第24条第1項、第2項及び第3項】

【居宅基準解釈通知第3の1の3(14)①②③】

介護報酬

1 通院等乗降介助

事例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 院内介助を伴う通院介助について、一律に院内介助の時間を含めて身体介護で算定している。</li> <li>・ 通院介助に際して、外出に直接関連する身体介護を20分未満しか行っていないにもかかわらず、通院介助を含めた一連の時間について、身体介護で算定している。</li> </ul>
指導内容・ポイント
<p>○『「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について』を参照の上、<u>通院等乗降介助と身体介護中心型のいずれが適用になるか確認</u>すること。</p> <p>○また、院内介助の取り扱いについては、その<u>必要性について介護支援専門員と十分に検討</u>を行い、疑義がある場合には<u>保険者に確認</u>すること。</p> <p>【「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について（平成15年5月8日老振発第0508001号・老老発第0508001号）】</p> <p>【訪問介護における院内介助の取扱いについて（平成22年4月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡）】</p> <p>【居宅報酬留意事項通知第2の2(7)、(8)】</p>

2 同一敷地内建物等減算

事例

・事業所と同一の建物に居住する利用者について、減算を行っていない。

指導内容・ポイント

○減算の対象となる建物は種別（有料老人ホーム、一般的な集合住宅等）を問わないことに留意し、要件に該当する場合は適正に減算すること。

《参考：同一敷地内建物等減算の適用関係》

		事業所と利用者が居住する住宅の位置関係	
		同一の敷地内(同一の建物内を含む)・隣接する敷地内	それ以外
同一建物に居住する利用者の数	0～19	減算(100分の90)	減算なし
	20～49		減算(100分の90)
	50～	減算(100分の85)	減算(100分の88)※2

※1 いずれも建物の種別(養護老人ホーム、一般的な集合住宅等)を問わず適用される。  
 ※2 前6ヶ月間に提供した指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上であること。

【居宅報酬告示別表1 イ～ハ注12】

【大臣基準告示第3の2号】 【居宅報酬留意事項通知第2の2(16)】

### 3 訪問介護の所要時間

事例
<p>・1人の利用者に対して身体介護を行った後、引き続き別の訪問介護員が生活援助を行った事案において、それぞれの訪問介護員が行ったサービスごとに所定単位数を算定している。</p>
指導内容・ポイント
<p>○サービス提供の間隔がおおむね2時間未満の場合には、それぞれの<u>所要時間を合算</u>して算定すること。 【居宅報酬留意事項通知第2の2(4)④】</p>

### 4 緊急時訪問介護加算

事例
<p>・計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を行った際に、利用者又はその家族等から要請のあった時間を記録していない。</p>
指導内容・ポイント
<p>○計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行う場合には、<u>要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録</u>するものとする。 【居宅報酬留意事項通知第2の2(20)⑥】</p>

5 特定事業所加算（1 / 2）

事例

- ・当該加算の算定要件である、利用者の情報やサービス時の留意事項に関するサービス提供責任者から訪問介護員への伝達及びサービス提供終了後の訪問介護員からの報告について、記録で確認できない。
- ・当該加算の算定要件である訪問介護員等ごとに作成する研修計画について作成されていない。

指導内容・ポイント

○サービス提供責任者が訪問介護員等に対し、担当する利用者に関して、少なくとも次の事項を文書等の確実な方法により伝達してから、サービスを開始するとともに、サービス提供終了後は、訪問介護員等から報告を受け、記録に残すこと。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

○訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に沿った研修を実施すること。

【大臣基準告示第3号イ(2)(二)】

【居宅報酬留意事項通知第2の2(14)①イ、ハ】

5 特定事業所加算（2 / 2）

事例

- ・利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議が定期的に行われていない。
- ・当該会議への訪問介護員全員の参加が確認できない。

指導内容・ポイント

- 定期的とは、**おおむね1月に1回以上開催**されている必要があること。
- 会議は、サービス提供責任者が主催し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、サービス担当者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することとで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。

【大臣基準告示第3号イ(2)(一)】

【居宅報酬留意事項通知第2の2(14)①ロ】